

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2023年9月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2023年8月中旬～2023年9月中旬）

- 民事訴訟法の改正に関する決定
- 外国国家免除法
- 企業名称登記管理規定実施弁法

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例

III. 中国法務の現場より

「個人情報保護法等違反で中国学术论文大手に約10億円の罰金」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2023年8月中旬～2023年9月中旬）

◆ 民事訴訟法の改正に関する決定¹

全国人民代表大会常務委員会 2023年9月1日公布、2024年1月1日施行

1. はじめに

2023年9月1日、中華人民共和國民事訴訟法の改正に関する決定（以下「本決定」という。）が公布され、改正後の民事訴訟法は2024年1月1日より施行される。

現行民事訴訟法は、1991年の第7期全国人民代表大会第4回会議で採択されて以来、2007年、2012年、2017年、2021年の計4回の改正を経て、当事者の訴訟権を保護し、裁判所が民事紛争を公平かつ効率的に処理することを保証する上で重要な役割を果たしてきたが、従前のいずれの改正も涉外民事訴訟手続に関する内容について実質的な改正を加えることはなかった。

他方、経済の発展やハイレベルの対外開放の推進に伴い、司法実務が直面する涉外紛争はますます複雑化し、既存の涉外民事訴訟手続の規則等では涉外民事紛争を公正かつ効率的に解決し、国家の主権、安全、発展利益を保護するというニーズを満たすことができなくなっている。

このような背景の下、民事訴訟法に対する5回目の改正がなされた。今回の改正では、第4編の「涉外民事訴訟手続に関する特別規定」を中心に、計28項目の調整が行われた。以下では特に重要と思われるポイントに絞って紹介する。

2. 改正の要点とコメント

(1) 涉外民事商事案件の管轄に関する改正

ア 管轄する涉外民事事件の種類を追加し、管轄の根拠を拡大した

中国と外国の訴訟当事者の権利をより平等に保護し、中国の主権、安全、発展の利益を確実に守るため、中国の人民法院の管轄対象となる紛争の種類を、現行の契約紛争またはその他財産的権益をめぐる紛争から、身分関係以外の涉外民事紛争へ拡大した。

また、涉外民事事件に対する人民法院の管轄を発生させる連結要素として、契約締結地や契約履行地等の事由以外に「適切な連結」を新たに追加した²。「適切な連結」が具体的にどのような事由を指すのかは明確ではないものの、涉外民事事件に対して中国の人民法院が管轄を有する場面が大きく拡大されることが予想される。

イ 涉外合意管轄と応訴管轄の規則を明確化した

当事者の意思自治を十分に尊重した上で、当事者が合意により中国の人民法院を管轄裁判所として選択できることや、当事者が管轄異議を申し立てず、応訴又は反訴をする場合、中国の人民法院が管轄権を有するとみなすことが明確にされた³。

¹ 「全国人民代表大会常務委員会关于修改〈中华人民共和国民事诉讼法〉的决定」

² 改正後民訴法第276条

³ 改正後民訴法第277条、第278条

ウ 涉外専属管轄事件の範囲を拡大した

他の諸外国の立法実務を参考に、中国の人民法院に専属的な管轄が生じる紛争類型として、中国で設立された法人または非法人組織の設立、解散または清算に起因する訴訟、これら機関が行った決議の有効性をめぐる訴訟、中国で付与された知的財産権の有効性の審査に起因する訴訟が追加された⁴。

エ 外国裁判所との管轄権の抵触に関する調整

中国の人民法院が並行訴訟に関わる重複訴訟や対審訴訟を受理する権限を有することを明確にすると同時に、外国裁判所の先行管轄権を尊重し、管轄権抵触の問題を調整するため、中国の人民法院による訴訟の一時停止や再開、訴訟の却下や棄却を決定できる状況も規定している。また、法定の事情があり、中国の人民法院による審理と当事者による訴訟手続への参加が明らかに不便である場合、原告に対して他国のより適当な裁判所に訴訟を提起するよう告知することができるとされた⁵。

(2) 「送達難」に着目した、涉外送達の規則に関する改正

ア 送達方式の追加

現行民事訴訟法に規定されている送達方法に加え、新たに以下の送達方法が追加された⁶。

- 受送達者が外国人、無国籍者であり、中国領域内で設立した法人や他の組織において法定代表者や主要責任者を務め、かつ当該法人や他の組織と共同被告にあたる場合、当該法人や他の組織に送達する。
- 受送達者が外国の法人またはその他の組織であり、その法定代表者または主要責任者が中国領域内にいる場合、当該法定代表者または主要責任者に送達する。
- 受送達者の所在国の法律に禁止されていない限り、受送達者の受領を確認できる電子方式により送達する。
- 受送達者の所在国の法律で禁止されていない限り、受送達者が同意するその他の方式により送達する。

イ 「送達を受ける権限がある」という制限の削除

現行民事訴訟法においては、中国の人民法院が外国企業、外国人の訴訟代理人や外国企業の中国における支店（法人格がない。）に送達する場合は、その訴訟代理人や支店が「送達を受ける権限がある」ことが前提条件とされていたが、本規定では、そのような制限が削除され、受送達者が本件において委任した訴訟代理人や支店であれば、送達を受けなければならないこととされた⁷。これらの改正は一定の範囲で、外国当事者が規則を利用して送達を回避することを規制し、涉外民事訴訟手続の効率的な推進をさらに保護することができる。

ウ 受送達者の中国国内で設立した独資企業に送達する規定の追加

現行民事訴訟法では、裁判所は被送達者が中国国内に設立した代表組織に送達することができる規定されているが、本規定では、被送達者が中国国内に設立した独資企業への送

⁴ 改正後民訴法第 279 条

⁵ 改正後民訴法第 280 条、第 281 条

⁶ 改正後民訴法第 283 条

⁷ 改正後民訴法第 283 条

達に関する規定が新たに追加された⁸。

エ 渉外公告の送達完成期間の短縮

公告による送達完成期間が「公告の日から3ヶ月」から「公告の日から60日」へと短縮された⁹。

(3) 域外調査や証拠収集方式の充実化と司法協力制度の改善

現行民事訴訟法のもと、人民法院は主に中国が締結又は参加した国際条約に基づき、又は互惠主義の原則に従って、域外調査及び証拠収集を行うものの、手続が煩雑なため、時間がかかることも含め、實際上多くの障害がある。

本規定は上記の手段を維持しつつ、さらに証拠所在国の法律で禁止されていない場合、人民法院は当事者または証人所在国の中国大使館または領事館に代わって証拠収集することを委託することができ、または当事者の同意があれば、チャットツールまたはその他の手段を通じて証拠を取ることができると規定している¹⁰。

(4) 外国の判決、裁定の承認・執行制度の改善

ア 外国裁判所の判決、裁定に対する不承認・不執行の状況を明確化した

現行法下において、最高人民法院は中国の基本原則または国家の主権、安全、公共の利益に反する外国の裁判所の判決及び裁定を承認し、執行してはならないという原則¹¹を保留しつつ、2022年の全国法院涉外商事海事審判業務座談会会議紀要¹²で明確にされた以下の状況を取り入れ、中国の人民法院が外国裁判所の判決・決定の承認・執行のケースを審査する際の明確な法的指針を提供している。

- 中国の法律に基づき、判決が下された国の裁判所が当該案件について管轄権を有しない場合
- 被請求人が適法に召喚されていない場合または適法に召喚されたものの、合理的な陳述、弁論をする機会が与えられていない場合、訴訟能力がない当事者が適法に代理されていない場合
- 判決、裁定が詐欺によって得られた場合
- 中国の人民法院が同一の紛争について既に判決、裁定を出しているか、または第三国裁判所の同一の紛争について出した判決もしくは裁定を承認している場合¹³

また、外国裁判所が事件に対する管轄権を有しない場合が明確にされ、外国裁判所がその法律に従って事件に対する管轄権を有しないまたはその法律に従って管轄権を有するものの紛争と適切な関係がない場合、専属管轄権の規定に違反している場合、裁判所管轄権の排他的合意に違反した場合には外国裁判所は管轄権を持たないこととなる¹⁴。

⁸ 改正後民訴法第283条第1項第5号

⁹ 改正後民訴法第283条第2項

¹⁰ 改正後民訴法第284条第2項

¹¹ 現行民訴法第289条

¹² 「全国法院涉外商事海事審判工作座談会會議紀要」

¹³ 改正後民訴法第300条

¹⁴ 改正後民訴法第301条

イ 仲裁判断の承認・執行の管轄裁判所の範囲を拡大した

海外の仲裁判断の承認と執行に関しては、申立人が被執行者の住所地またはその財産所在地の中級人民法院に申し立てをすべきことに加え、もしも中国国内に被執行者の住所地、財産がない場合、「申立人の住所地または紛争と適切な関係を有する中級人民法院」を追加し¹⁵、管轄裁判所の範囲を拡大し、海外仲裁判断の承認申立に関して、ハードルを低くしたといえる。

ウ 承認・強制執行事件に対する裁判上の救済措置

中国の人民法院が下した承認・強制執行に関する判決について、現行法では、判決に不服する場合の裁判上の救済措置が規定されていない¹⁶。この点、本規定においては、承認・執行または不承認・執行に関する判決に不服のある当事者が、上級の人民法院に対して不服申し立てできることが明確にされた¹⁷。

(5) その他

上記の改正事項以外にも、本規定は民法典で定められている財産管理人制度との整合を図るため、財産管理人の選任に関する特別手続が新たに追加された。また、司法の信用と権威を保護し、虚偽の訴訟による司法秩序の混乱を避けるため、虚偽の訴訟に対する罰則も強化されている。

◆ 外国国家免除法¹⁸

全国人民代表大会常務委員会 2023年9月1日公布、2024年1月1日施行

1. はじめに

2023年9月1日、第14回全国人民代表大会常務委員会は、外国国家免除法（以下「免除法」という。）を審議・可決した。同法は外国の免除制度を包括的に規定した中国初の法律であり、中国の対外法治建設における画期的な立法である。

中国は長い間、外国国家が被告である事件や外国国家の財産に対する事件については管轄権を持たない絶対的な国家免除政策を実施してきたが、多くの諸外国では制限的な国家免除制度を実施しており、不平等な状況が生じている。そのような中、国際慣行に照らし、当事者の合法的権益を保障し、国家主権の平等を守り、対外友好往来を促進し、中国のより高いレベルの対外開放を後押しするため、免除法が制定された。

2. 要点

外国国家免除法は計23条からなり、主に6つの方面の内容が規定されている。

(1) 法律の適用範囲

同法は外国国家に適用され、国家そのもの、その機関及び構成部分、国家を代表して主権

¹⁵ 改正後民訴法第303条

¹⁶ 台湾、香港特別行政区、マカオ特別行政区との間の取決め・規定においてのみ、承認・強制執行に関する判決に不服のある当事者の救済措置が明記されている。

¹⁷ 改正後民訴法第304条

¹⁸ 「中华人民共和国外国国家豁免法」

を行使する個人及び団体という3つのカテゴリーを含む¹⁹。

(2) 外国国家管轄免除の原則と例外

外国国家が原則として中国の人民法院において管轄免除を享受していること²⁰を確認すると同時に、中国の人民法院が、商業活動に起因する訴訟²¹、非主権的行為によって引き起こされた人身傷害及び財産的損害に起因する訴訟²²など、6つのカテゴリーに分類される外国の非主権的行為に起因する訴訟について管轄権を行使できることを明確にしている。

(3) 外国の国家資産に対する強制的措置の免除原則と例外

外国の国家財産は原則として中国の人民法院における強制措置の対象から除外されるが²³、商業活動にかかる財産が以下のいずれかに該当する場合、中国の人民法院による強制的措置の免除を受けない²⁴。

- 外国国家が、国際条約、書面による合意または中国の人民法院への書面の提出により、司法強制措置の免除を明示的に放棄した場合
- 外国国家が司法強制措置の執行のために財産を割り当て、又は具体的に指定した場合
- 中国の人民法院の有効な判決及び裁定を執行する目的で、中国の領域内に所在し、商業活動に使用され、且つ訴訟にかかわる財産に対して司法強制措置が執行された場合

(4) 外国国家免除事件における外交部の役割

中国外交部が発行した、当該案件の関係国が外国主権国家に該当するか否かの事実問題、外交照会の送達等国家行為の事実問題についての証明文書は、中国の人民法院において認められるものとすると同時に、外交問題など重大な国益に関わる問題に関して人民法院に対して意見を提出することができることを明確にした²⁵。

(5) 外国国家の免除事件に適用される特別な訴訟手続の明確化

免除法は文書の送達や欠席裁判に関する裁判手続について特別な規定を設け、外国国家とその財産にかかわる民事事件の審理のための、明確な手続上の法的根拠を提供している²⁶。他方、その内容は特殊なもので、外国が訴訟当事者となる民事事件に関する特則であり、本法に規定がない場合、民事訴訟法やその他関連法律を適用することを明確にした²⁷。

(6) 対等原則を規定した

外国の中国及びその財産に対する免除待遇が、本法よりも程度が低い場合、中国は対等の原則を取ることを明確にした²⁸。

¹⁹ 免除法第2条

²⁰ 免除法第2条

²¹ 免除法第7条

²² 免除法第9条

²³ 免除法第13条

²⁴ 免除法第14条

²⁵ 免除法第19条

²⁶ 免除法第17条、第18条

²⁷ 免除法第16条

²⁸ 免除法第21条

◆ 企業名称登記管理規定実施弁法²⁹

国家市場監督管理総局 2023年8月29日公表、2023年10月1日施行

1. はじめに

現行の「企業名称登記管理実施弁法」（以下「旧弁法」という。）は国家市場監督管理総局の前身である旧国家工商行政管理総局が1999年12月に制定したもので、2004年の個別条項の改正を経て、企業名称の権利保護と市場秩序の維持に積極的な役割を果たしてきた。

もっとも、近時ビジネス環境が絶えず改善され、特に2021年3月1日に「企業名称登記管理規定」³⁰が施行され、企業による名称の自己申告制度等が確立されて以来、旧弁法の内容と実務運用との乖離が生じている。こうした背景の下、実務のニーズに適応し、企業名称管理を規範化し、企業による名称の自己申告サービスを改善し、市場の活力を刺激し、企業の合法的権益をより保護するため、旧弁法を改正した企業名称登記管理規定実施弁法（以下「新弁法」という。）が新たに公布された。

新弁法は7章55条が含まれ、総則、企業名称の規範化、企業名称の自己申告サービス、企業名称の使用と監督管理、企業名称をめぐる紛争に関する裁決、法的責任及び附則から構成されている。以下では特に重要と思われる改正点や増加内容に絞って紹介する。

2. 改正の要点とコメント

(1) 企業名称に対する規範化の要求を改善した

ア 企業名称の構成要素に関する要求の細分化

新弁法は企業名称における商号は顕著性を有し、2文字以上の漢字（字、単語またはその組み合わせでもよい）で構成されることを規定し³¹、また、企業名称の組織形態に関しては、会社はその名称で「有限責任会社」「有限会社」または「株式有限会社」「株式会社」と明記し、パートナーシップ企業は「普通パートナーシップ」「特別パートナーシップ」「有限パートナーシップ」と明記し、個人独資企業は「個人独資」と明記し、支社の場合、その所属する企業の名称を冠し、「支社」「出張所」「支店」を綴ることが必要とされている³²。

イ 企業名称に関する禁止的要求の細分化

企業の名称について、以下の状況があってはならない³³。

- 国家の重大戦略政策に関連する言葉を使用し、国家出資や政府の信用などに関連するものであると誤解させること
- 「国家級」、「トップ」、「ベスト」などの誤解を招く言葉を使用すること
- 一定の影響力を持つ同業他社の名称（略称、商号等を含む）と同一または類似の言葉を使用すること

²⁹ 「企業名称登記管理規定实施办法」

³⁰ 「企業名称登記管理規定」

³¹ 新弁法第10条第1項

³² 新弁法第12条

³³ 新弁法第16条

- 非営利団体を明示的または暗示的に指す言葉を使用すること
- 法律、行政法規及び新弁法に禁止されるその他の状況

ウ 行政区画または業種用語を使わなくてもよい状況を細分化した

以下の2つの前提条件を満たす企業や法律、行政法規、国家市場監督管理総局が規定したその他の状況に該当する企業はその名称に行政区画を使わなくてもよい³⁴。

- 3つ以上の省級行政区で本企業の商号と同じ会社を設立していること
- 1年以上営業したこと

以下の3つの前提条件を満たす企業は、業種や事業の特徴を含まない名称を付けることができる³⁵。

- 5つ以上の国家経済産業部門にまたがって総合的な経営をする企業法人であること
- 3つ以上の本企業の商号と同じ会社を設立していること
- 1年以上営業し、同時に、各会社の業種または事業の特徴が国家経済産業の異なる分類に属する企業であること

(2) 企業による名称の自主申告制度の細分化

ア 企業による名称の自主申告手続に関する要求の細分化

申告者は、企業名称申告システムまたは登記機関のサービス窓口で、投資者全員が確認した企業名称、住所、投資者の名称または名前を含む関連情報及び資料を提出し、企業名称申告システムが申告者の提出した企業名称を自動的に比較した後、要件を満たす企業名称を選択することができる³⁶。

イ 企業名称申告時の禁止行為を規定した

企業名称の申告に際して、以下の行為があってはならない³⁷。

- 自己使用を目的とせず、悪意による企業名称の買い占め、名称資源の占有など、社会公共利益を損なったり、社会公共秩序を妨害したりすること
- 企業名称の自己申告のために、虚偽の資料を提出したり、その他の不正な手段を採用したりすること
- 過去に一定の影響力を持つ他人の名称（略称、商号などを含む。）と類似する企業名称を故意に申告すること
- 法律、行政法規及び本弁法で禁止されている企業名称を故意に申告すること

ウ 企業名称と他人の企業名称、商号と同一である状況の明確化

企業名称登記管理弁法においては、同一の登記機関にて、申告人が申告しようとしている商号が一定の企業の名称と同一であってはならないと定めていることに関し³⁸、新弁法では同一といえるかの判断基準を具体化した³⁹。

³⁴ 新弁法第19条

³⁵ 新弁法第20条

³⁶ 新弁法第21条

³⁷ 新弁法第23条

³⁸ 企業名称登記管理弁法第17条

³⁹ 新弁法第24条

- 企業名称における商号が同一であり、行政区画の名称、商号、業種または事業の特徴、組織形態の順序が異なるものの、文字が同じである場合
- 企業名称における商号が同一であり、行政区画の名称または組織形態が異なるものの、業種または事業の特徴が同一である場合
- 企業名称における商号が同一であり、業種または事業の特徴に対する表現が異なるものの、実質的な内容が同一である場合

(3) 企業名称の使用と監督管理制度強化

新弁法では、企業による名称の使用は法令の規定を順守し、模倣、混同等によって他人が先にあった合法的権益を侵害してはならず⁴⁰、企業名称の使用を許可する場合は他人の合法的権益を損なってはならないこと⁴¹が明確にされている。

企業名称登記管理に合致しない企業名称に対しては、登記機関がこれを是正し、変更するよう命じることができ、上級の登記機関は、下級の登記機関が既に登録した企業名のうち、企業名称登記管理に合致しないものを訂正することができ、その他の単位または個人も登記機関に訂正を要求することができることも明確にされた⁴²。

登記機関が企業名の申告・使用に関する違反を発見した場合、国家市場監督管理総局に速やかに報告しなければならない状況⁴³を明確にした。

(4) 名称をめぐる紛争の行政裁決メカニズム

旧弁法では、企業名称をめぐる紛争の管轄、行政裁決の申告に必要な資料、関連部門の6ヶ月の処理期間が規定されているのみであったが、新弁法では、行政裁決の管轄⁴⁴、申告と受理の期限⁴⁵とプロセス⁴⁶、紛争の調停メカニズム⁴⁷、審査と処理時に考慮されるべき要素⁴⁸、略式裁決の手続⁴⁹などが詳しく規定されている。

(5) 罰則の強化

前記(2)イで記載された企業名称申告における禁止事項に反した場合には1万元以上10万元以上の過料の対象となり得ることを明確にしたほか⁵⁰、登記機関の職員による権限濫用等をして不当な利益を得た場合について、関連規定に基づいて行政処分または刑事責任の対象となることが定められた⁵¹。

執筆担当：李成慧

⁴⁰ 新弁法第27条

⁴¹ 新弁法第30条第1項

⁴² 新弁法第31条

⁴³ 新弁法第33条

⁴⁴ 新弁法第35条

⁴⁵ 新弁法第37条

⁴⁶ 新弁法第39条

⁴⁷ 新弁法第40条

⁴⁸ 新弁法第41条

⁴⁹ 新弁法第42条

⁵⁰ 新弁法第48条

⁵¹ 新弁法第50条、第51条

II. 今月の中国関連ブログ記事

2023年9月にTMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例	
掲載日	2023年9月28日
概要	社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例について紹介しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 個人情報保護法等違反で中国学術論文大手に約 10 億円の罰金

2023年9月6日、国家ネットワーク情報部門は、学術論文等を取扱う中国最大手の学術情報データベース「知網」の運営主体3社⁵²に対し、個人情報保護法⁵³、サイバーセキュリティ法⁵⁴等の違反で合計5,000万元（約10億円）の過料を科した旨を公表した⁵⁵（以下「本公表」といいます。）。これは2022年7月、中国の配車サービス大手のDiDi⁵⁶が80.26億元（約1,605億円）の過料を科されて以来、個人情報保護分野において最も注目された事件と言えます。

実は「知網」は初めて中国当局から行政処罰を受けたわけではなく、本件とは別に2022年12月に国家市場監督管理総局は「知網」に対し、市場における支配的な地位の濫用を理由として、独占禁止法違反として8,760万元（約17.5億円）の過料を科されています。

前回の処分からまだ一年も経たないうちに「知網」が再び高額な過料が科された理由について、本公表によると、主に4つの違法行為があったとされていますが、違法行為に関する詳細な説明がなされていないため、以下は関連規定と公開情報に基づき説明します。

1. 過度な個人情報の収集

中国の法令上、個人情報の収集は、取扱目的を実現するために必要最小限の範囲にとどめ、過度に個人情報を収集してはならず⁵⁷、又は提供するサービスと無関係の個人情報を収集してはならないとされています⁵⁸。

中国政府系メディア「環球時報」の報道によると、2022年9月の「知網」のプライバシーポリシーにおいては、「知網」がサービス向上のために収集するログ情報にはブラウザ情報、通信キャリアの情報等が掲載されていたのに対し、2023年7月28日に更新されたバージョンにはそれらが記載されていないことからすると⁵⁹、個人の利用したブラウザ情報、通信キャリアの情報等については、「知網」の提供したサービスと直接関連せず、業務展開に必要な最小限の範囲を超え、個人情報を過剰に収集したと判断された可能性があると推測されています。

⁵² 国家ネットワーク情報弁公室の公表によれば、「知網」を運営する主要主体は、同方知網（北京）技術有限公司（同方知網（北京）技術有限公司）、同方知網デジタル出版技術株式有限公司（同方知網数字出版技术股份有限公司）及び「中国学術刊行物（ディスク）」デジタルマガジン有限公司（《中国学术期刊（光盘版）》电子杂志社有限公司）の三社とのことです。

⁵³ 「个人信息保护法」

⁵⁴ 「网络安全法」

⁵⁵ http://www.cac.gov.cn/2023-09/06/c_1695654024248502.htm

⁵⁶ DiDi グローバル株式股份有限公司 (DiDi Global Inc.)

⁵⁷ 個人情報保護法第6条第2項

⁵⁸ サイバーセキュリティ法第41条第2項

⁵⁹ <https://m.huanqiu.com/article/4ERQrlwA45B>

2. 個人の同意を得ずに個人情報の収集

中国の個人情報保護法においては、「告知—同意」を中心とした個人情報取扱いの一般規則が確立されました⁶⁰。「告知—同意」に関する仕組みは、世界各国ではそれぞれ異なるルールが存在していますが、基本的には個人情報の取扱いを承諾する「オプトイン方式」と、承諾しない意思を示す「オプトアウト方式」との二種類に分けられています。

「オプトイン方式」は、個人情報取扱者は個人の明示的な同意を取得しなければ個人情報を取扱ってはいけないことに対し、「オプトアウト方式」は、取扱う個人情報について本人の求めに応じて取り扱いを停止するといったような異議を提出する機会について個人の知り得る状態に置けば、個人の事前の同意がなくても個人情報を取扱うことができます。

中国の場合、個人の同意を取得する際には、原則として明示的な同意を取得し、具体的で明確な意思表示をできるようにしなければならず、受動的な選択やあらかじめ規定されたような選択方法を避けるべきと規定されているところ⁶¹、「オプトイン方式」による本人の事前の同意を得ることが原則となっています。

ところが、「知網」では、例えばユーザーにマガジンを配信する場合には、個人の同意を得ずに配信し、その過程において一部個人情報を収集したにもかかわらず、配信停止依頼や受信拒否等を受けなければ配信を続けていると、個人の同意を得ずに個人情報を収集したと判断される可能性があるといえます。

3. 個人情報の収集・使用規則の非公開又は非明示

中国の個人情報保護法においては、個人情報の取扱いは、公開、透明の原則を順守し、個人情報取扱い規則を公開し、取扱い目的、方法及び範囲を明示しなければならないとされています⁶²。

例えば個人情報取扱者はプライバシーポリシーといったような個人情報取扱い規則を通じて個人情報取扱いの関連事項を個人に告知する場合には、①個人情報取扱者の名称又は氏名及び連絡先、②個人情報の取扱い目的、取扱い方法並びに取り扱う個人情報の種類及び保存期間、③個人が個人情報保護法の定める権利を行使する方法及び手続及び④法律又は行政法規に定めるその他の告知事項を個人情報取扱い規則に記載したうえで公開しなければならないとされています⁶³。

仮に「知網」が、個人情報の収集、使用にあたって、個人情報取扱い規則に上記の内容を掲載せず又は掲載したもののその内容が不十分であれば、個人情報保護法に違反したと判断される可能性があるといえます。

⁶⁰ 個人情報保護法においては、個人情報取扱者は、個人情報の取扱いにおいて、目立つ方法で明確かつ理解しやすい表現を用いて、個人権利と深く関わっている関連情報を個人に告知しなければならず(同法第 17 条)、突発的公衆衛生事件への対処等ごく一部限られる状況を除き、個人の同意を取得している場合のみ個人情報を取扱うことができるとされています(同法第 13 条)。

⁶¹ 情報セキュリティ技術 個人情報取扱いにおける告知と同意の実施ガイドライン(信息安全技術 个人信息处理中告知和同意的实施指南)の 9.1.1

⁶² 個人情報保護法第 7 条

⁶³ 個人情報保護法第 17 条

4. アカウント削除機能の不提供等

中国の法令上、インターネットを通じて情報サービスを提供する業者は、個人に対してアカウントの削除機能を提供することが義務付けられ⁶⁴、また、個人情報の削除に関する個人情報取扱者の義務及び個人の権利も定められています。

個人情報保護法上も、個人情報の取扱い目的が既実現し、実現できない又は目的の実現に不要となった場合、もしくは個人情報取扱者が商品又はサービスの提供を停止した場合などにおいては、個人情報取扱者は自発的に個人情報を削除しなければならず、個人情報取扱者が削除していない場合、個人は削除を請求することができるとされています⁶⁵。

本公表の内容からすると、「知網」はアカウントの削除機能を提供せず、またアカウントが削除された後も、自発的に個人情報を削除しない行為が、上述した個人情報取扱者の法定義務に反するものと認められた可能性があるといえます。

なお、上述のとおり、「知網」に対する行政処分は、個人情報の取扱いにおける違法行為に対して行われたものですが、本公表によると、これらの違法行為は、中国当局による「知網」に対するサイバーセキュリティ審査⁶⁶を通じて発見されたとのこと。

サイバーセキュリティ審査とは、サイバーセキュリティ法、データ安全法⁶⁷等に基づいた、国家安全に関わる重要情報インフラの運営者又はネットワークプラットフォーム運営者が、データ取扱い等を行う際に必要とされる審査制度を指します⁶⁸。

この意味では、「知網」はユーザーに学術論文、文献等の各種学術情報の検索やオンライン閲覧、ダウンロード等のサービスを提供するプラットフォームとして、サイバーセキュリティ審査を受けることが義務付けられており、個人情報の取り扱いについては、より高度な個人情報セキュリティ、サイバーセキュリティ、データセキュリティに関わる体系的な取り組みをすることが求められていると考えられます。

執筆担当：李媛

⁶⁴ 電信とインターネットユーザー個人情報保護規定(电信和互联网用户个人信息保护规定)第9条第4項

⁶⁵ 個人情報保護法第47条第1項

⁶⁶ 「网络安全审查」

⁶⁷ 「数据安全法」

⁶⁸ サイバーセキュリティ審査弁法(网络安全审查办法)第1条、第2条第1項

IV. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2023年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法（パブリックコメント） 	
2023年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国対外関係法 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定 ドローン飛行管理暫定条例 	<ul style="list-style-type: none"> 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表
2023年6月号	<ul style="list-style-type: none"> ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行) 医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法（意見募集稿） 非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（第一版）～重要ポイントと実務対応～ 「商標評審案件の審理中止状況規則」に関する解説
2023年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針 薬品基準管理弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～ 明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例
2023年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 独禁法関連規定について 最高人民法院による〈中華人民共和国民法典〉の権利侵害責任編の適用に関する解釈（一）（意見募集稿） 全国の地域別最低賃金の状況（2023年4月1日時点） 	
2023年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 立法法（2023年改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に

	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転標準契約の主な内容 「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度（参考手引書）」の発行に関する通知 	<p>基づく従来技術の抗弁に関する事例</p>
2023年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知 2022年度全国法院十大商事案件 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法改正草案（意見募集稿） 2022年の知的財産権取得状況（速報） 信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例 個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～
2023年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 「対外貿易法（2022年改正法）」 「会社法（改正草案第二次審議稿）」 「商標法改正草案（意見募集稿）」 	
2022年12月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による涉外民事事件の管轄に関する若干問題の規定」 「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」 	
2022年11月号	<ul style="list-style-type: none"> 「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」 「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」 	
2022年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」 「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」 	

	<ul style="list-style-type: none"> 「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」 	
2022年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 「電気通信オンライン詐欺防止法」 「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」 「北京市ビジネス経営環境整備条例」 「上海市人工知能産業発展促進条例」 	

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2023年10月3日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



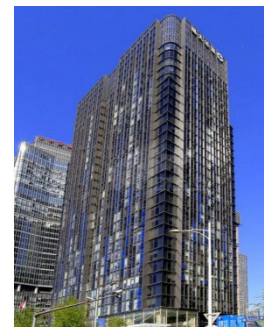
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/ブラジル/メキシコ/ケニア